

生徒指導規程

呉市立両城小学校

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、本校の教育目標を達成するためのものである。このため、児童が自主的・自律的に充実した学校生活を送るという観点から必要な事項を定めるものである。

第2章 学校生活に関すること

(登下校等)

第2条 安全な登下校をするために、次のことを定める。

- (1) 登下校は原則として徒歩とし、決められた通学路を通る。
- (2) 午前8時15分までに登校する。
- (3) 下校時刻は、原則低学年午後2時35分、高学年午後3時25分とする。
- (4) 防犯ブザー又は、笛を携帯する。
- (5) 欠席・遅刻・早退する場合は、午前8時15分までに保護者が学校に連絡する。

※連絡のない遅刻があった場合、保護者に知らせ、改善を促す。

(6) 服装・髪型・持ち物等

- ①学習や運動に適した活動しやすく、安全で派手でない服装をする。
- ②登校後、左胸に名札を付ける。
- ③手袋やマフラーは登下校時のみ使用する。
(教室では外す。休憩時間は手袋のみ着用してもよい。)
- ④カイロは使用してもよいが、持参する場合はポケット等から出さない。(出して使用している場合は預かる。)
- ⑤体育時には運動の妨げになるのでタイツ、レギンス、ニーハイソックスでの参加はしない。

⑥白い体操服、ハーフパンツで行う。・ジャンパーは体が温まったら脱いで体育をする。

⑦体操シャツは体操ズボンに入れ、下着が体操服から出ないようにする。

⑧11月～3月は、体操服の下に、アンダーシャツを着ても良い。また、長ズボンのジャージ(黒・紺)を着ても良い。

第3条 集中して学習し、安全な学校生活を送るために、次のことを定める。

- (1) 学習や運動に適した活動しやすい服装をし、安全で派手でない身なりをする。登校後、左胸に名札を付ける。
- (2) 学習の妨げにならない髪型とし、髪染め、パーマは禁止する。目にかからないようにする。肩より長い場合は、ゴムでくくる。髪留めやゴムは安全で華美にならない物とする。
- (3) 学習に必要なもの以外の持ち込みを禁止する。
- (4) 化粧・装飾・装身具(マニキュア・ピアス・指輪・ブレスレット・ミサンガ等)の着用をしない。シュシュは手首にはめない。

2 携帯電話の持ち込みは原則として禁止とする。やむを得ず持参する場合は、学校の許可を必要とする。また、持参後は職員室に預けることとする。

3 違反があった場合、児童本人に指導または、保護者連絡(家庭訪問)をし、指導を行う。

4 学習に必要なものを持って来ている場合は、担任が一時預かり、保護者に返却する。
(器物破損)

第4条 校内で器物を破損した場合は、次のことを指導する。

(1) 破損した場合は、必ず担任または教頭に届け出る。

(2) 原則として破損者が全額弁償とする。

※器物破損があった場合は、本人に指導するとともに、担任が保護者に連絡する。

(学習・生活)

第5条 確かな学力を付け、豊かな心を育むために次のことを定める。

- (1) 授業の始まり・終わりは号令に従って挨拶をする。
- (2) 発言時は挙手をし、名前を呼ばれたら「はい。」と返事をして発言する。
- (3) 授業中に私語をしない。
- (4) チャイムの合図や決められた時刻を守る。
- (5) 進んで気持ちのよい挨拶や返事をする。
- (6) 相手を大切にしたい言葉遣いや呼び方をする。
- (7) 廊下や階段は右側歩行をする。
- (8) 大休憩・昼休憩は天候不良の場合を除き、原則外遊びをする。

第3章 校外での生活に関すること

(帰宅時刻など)

第6条 安全に過ごすために次のことを定める。

- (1) 季節に関係なく、午後4時30分には遊びをやめ、午後5時までに家に帰っておく。
- (2) 外出の際は、行き先・目的・帰宅時刻を必ず家の人に伝える。
- (3) 知らない人の誘いに乗ったり、ついて行ったりしない。「いか・の・お・す・し」

第7条

- (1) 交通ルールを守る。
- (2) 自転車の乗り方のきまりを守る。
(1・2・3年生は、子供だけで道路で乗らない。4年生は、交通安全教室終了後から道路で乗ることができる。)
- (3) 校庭で自転車に乗らない。
- (4) 自転車に乗る場合は、保護者は児童にヘルメットの着用を勧める。

(遊び)

第8条

- (1) 危険な場所で遊ばない。
(川、海岸付近、踏切近く、工事現場、道路等)

- (2) 危険な遊びをしない。

(火遊び、エアガン等危険なものを使った遊び、リップスティック、ローラーブレード、線路上の置き石等)

- (3) 運動場や路上で、飲食をしない。
- (4) 運動場で金属バット、木製バット、硬いボールで遊ばない。
- (5) 空き家や留守の家に出入りしない。
- (6) お金の貸し借りやおごったりおごられたりしてはいけない。物の交換をしてはいけない。
- (7) 「インターネット等のルール」を守る。
- (8) 校区外に子供だけで出かける。 (呉駅フレスタ周辺・レクレ・ゆめタウン)

第4章 特別な指導に関すること

(問題行動への特別な指導)

第9条 次の問題を起こした児童に対して教育上必要と認められた場合は、特別な指導を行う。但し、発達段階や問題行動の程度、繰り返しの状況を考慮して指導を行う。

- (1) 法令・法規に違反する行為
 - ①飲酒・喫煙
 - ②暴力・威圧・強要行為
 - ③建造物・器物破損
 - ④窃盗・万引き
 - ⑤性に関すること
 - ⑥薬物等乱用
 - ⑦交通違反
 - ⑧刃物等所持
 - ⑨ 家出・深夜徘徊・暴走族への加入
 - ⑩その他法令・法規に違反する行為
- (2) 本校の規則等に違反する行為
 - ①喫煙同席・喫煙準備行為
(煙草、ライター等所持)
 - ②いじめ
 - ③落書き
 - ④授業妨害・授業放棄・カンニング等

⑤登校後の無断外出・無断早退

令和5年4月1日 一部改訂

⑥指導に従わない等の指導無視及び暴言等

令和6年4月1日 一部改訂

⑦その他、学校が教育上指導を必要とすると
判断した行為

令和7年4月1日 一部改訂

令和8年4月1日 一部改訂

(特別な指導)

第10条 特別な指導では、説諭・反省文を書か
せる等発達段階に応じた反省指導を行う。

※特別な指導は、必ず複数の職員で指導にあた
る。必要に応じて管理職も指導に入る。

※特別な指導の際には、指導にあたった職員が
時系列で記録をとる。

(事実確認5W1H)

※特別な指導は別室で行い、その後担任、生徒
指導主事等が保護者に来校を依頼し連絡を行
う。

①事実経過と指導方針を伝える。

②三者(学校・保護者・児童)で指導と改
善を約束する。

③必要に応じて、関係諸機関(教育委員会・
福祉部局・警察等)と連携する。

5 指導期間は、おおむね1日から3日とする。
ただし、問題行動の程度や繰り返し等により
指導期間を変更することがある。

6 再発防止に向け、その後も児童の様子を十分
観察し、振り返りを行う。保護者と共通理解・
連携を図り生活改善への取組を行う。

第5章 雑則

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、本校の
児童の指導に必要な事項には、校長が
別に定める。

附則

平成24年4月1日より施行

平成28年4月1日 一部改訂

令和元年9月1日 一部改訂

令和2年4月1日 一部改訂

令和3年4月1日 一部改訂

令和4年4月1日 一部改訂